

電子帳簿保存制度について

電子帳簿保存制度とは、所得税・法人税において保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで、電子データによる保存を可能とすることと、電子データで送付・受領した領収書等の電子保存を義務づけることを定めた法律です。法改正により令和4年1月から以下のように改正されました。

ブルーリターンAをご利用の方はメインメニュー⇒ヘルプ(H) 電子帳簿保存の届出書⇒優良電子帳簿保存に関する準備と確認について もご確認ください。

電子帳簿等保存

スキャナ保存

紙で保存 データで保存 どちらでもOK

自己がコンピュータを使用して作成する帳票書類

- 帳簿
- 決算関係書類
- 取引相手に交付する書類の写し
見積書・請求書等

対象となる帳票書類

- 取引相手から受け取った書類
- 自社が作成して取引相手に
交付する書類の写し

電子取引データ保存

すべての事業者が対象です！！

令和6年1月1日よりデータでの保存が必須となります。
但し、令和5年12月31日までにを行う電子取引については紙で保存もOK！

対象となる帳票書類

- 電子メール 添付ファイルで送付・受領した領収書等
- ショッピングサイトで購入した領収書